

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

	ページ
◇ 規 則	
○ 北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則【環境局環境監視部環境監視課】	3
○ 北九州市優良宅地及び優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則【都市戦略局計画部開発指導課】	4
◇ 告 示	
○ 港湾法の規定による公募占用計画の変更の認定【港湾空港局エネルギー産業拠点化推進室エネルギー産業拠点化推進課】	6
○ 放置自転車の移動及び保管【都市整備局道路部道路維持課】	9
○ 新たに生じた土地の確認【総務市民局市民部区政推進課】	13
○ 町の区域の変更【総務市民局市民部区政推進課】	14
◇ 公 告	
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（2件）【技術監理局契約部契約課】	15
◇ 市選挙管理委員会	
○ 各種請求、教育長又は委員の解職請求並びに合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数【行政委員会事務局選挙課】	25

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部改正に伴い、亜鉛含有量に係る暫定排水基準の適用期間を5年間延長することにしました。

この規則は、令和7年3月17日から施行することにしました。

### ◇北九州市優良宅地及び優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則

1 宅地造成等規制法の一部改正に伴い、規則において引用する同法の題名を改めることにしました。

2 租税特別措置法の一部改正に伴い、規則において引用する同法の条項の一部を削除することにしました。

この規則は、令和7年3月17日から施行することにしました。

北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 7 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 8 号

北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（平成 2 7 年北九州市規則第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

付則別表の亜鉛含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）の項中「令和 6 年 1 2 月 1 0 日」を「令和 1 1 年 1 2 月 1 0 日」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市優良宅地及び優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月17日

北九州市長 武内和久

## 北九州市規則第9号

北九州市優良宅地及び優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則

北九州市優良宅地及び優良住宅認定事務施行細則（昭和49年北九州市規則第95号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第63条第3項第5号」を「並びに第63条第3項第5号」に改め、「並びに第68条の69第3項第5号から第7号まで（第5号ロを除く。）」を削る。

第2条第1項及び第10条第1項中「、第63条第3項第5号イ又は第68条の69第3項第5号イ」を「又は第63条第3項第5号イ」に改める。

第11条第1項中「、第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イ」を「又は第63条第3項第7号イ」に改める。

第15条第1項本文及び第5項中「、第63条第3項第6号」を「又は第63条第3項第6号」に改め、「又は第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロ」を削る。

第1号様式中「印」及び「第68条の69第3項第5号イ並びに第31条の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハ」を削り、同様式の備考第2項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

第2号様式中「第68条の69第3項第5号イ並びに第31条の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハ」を削る。

第3号様式中「印」及び「第68条の69第3項第5号イ並びに第31条の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハ」を削る。

第5号様式及び第6号様式中「印」を削る。

第7号様式中「第68条の69第3項第5号イ」を削る。

第8号様式中「印」及び「第68条の69第3項第7号イ」を削り、同様式の備考第2項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

第9号様式中「第68条の69第3項第7号イ」を削る。

第10号様式中「印」及び「第68条の69第3項第6号又は第7号ロ」を削り、同様式の備考第3項中「一むね」を「一棟」に改める。

第11号様式中「第68条の69第3項第6号又は第7号ロ」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第68条の69第3項第5号から第7号まで（第5号ロを除く。）の規定に基づく認定に関する事務については、この規則による改正前の北九州市優良宅地及び優良住宅認定事務施行細則の規定は、なおその効力を有する。

北九州市告示第70号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の7第2項の規定により公募  
占用計画の変更の認定をしたので、同条第3項において準用する同法第37条  
の6第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月17日

北九州市長 武内和久

1 変更の認定をした日

令和7年3月12日

2 認定の有効期間

平成29年3月3日から令和29年3月2日まで

3 指定した港湾区域内水域等の区域

次の各地点のうち①-1の地点から①-5の地点までを順次に結んだ線及  
び①-1の地点と①-5の地点を結んだ線により囲まれた区域、②-1の地  
点から②-16の地点までを順次に結んだ線及び②-1の地点と②-16の  
地点を結んだ線により囲まれた区域、③-1の地点から③-6の地点までを  
順次に結んだ線及び③-1の地点と③-6を結んだ線により囲まれた区域（  
藍島漁港区域（寄の浦西側突堤基部を中心として半径2,000メートルの  
範囲）及び白洲灯台周辺の岩礁から離隔距離300メートルの範囲を除く。  
）並びに④-1の地点から④-4の地点までを順次に結んだ線及び④-1の  
地点と④-4の地点を結んだ線により囲まれた区域（別図のとおり）

①-1の地点 北緯33度59分45秒東経130度41分54秒

①-2の地点 北緯33度58分15秒東経130度41分57秒

①-3の地点 北緯33度58分12秒東経130度45分52秒

①-4の地点 北緯33度58分33秒東経130度45分50秒

①-5の地点 北緯33度59分45秒東経130度44分03秒

②-1の地点 北緯33度57分15秒東経130度42分00秒

②-2の地点 北緯33度56分35秒東経130度42分01秒

②-3の地点 北緯33度56分36秒東経130度43分44秒

②-4の地点 北緯33度56分32秒東経130度43分56秒

②-5の地点 北緯33度56分32秒東経130度44分59秒

②-6の地点 北緯33度56分52秒東経130度44分59秒

②-7の地点 北緯33度56分55秒東経130度45分20秒

②-8の地点 北緯33度56分59秒東経130度45分20秒

②-9の地点 北緯33度57分03秒東経130度45分26秒

②-10の地点 北緯33度57分14秒東経130度45分26秒

- ②－1 1 の地点 北緯 3 3 度 5 7 分 2 4 秒東経 1 3 0 度 4 5 分 4 8 秒
- ②－1 2 の地点 北緯 3 3 度 5 7 分 2 3 秒東経 1 3 0 度 4 4 分 4 9 秒
- ②－1 3 の地点 北緯 3 3 度 5 7 分 1 7 秒東経 1 3 0 度 4 4 分 4 9 秒
- ②－1 4 の地点 北緯 3 3 度 5 7 分 1 7 秒東経 1 3 0 度 4 4 分 3 9 秒
- ②－1 5 の地点 北緯 3 3 度 5 7 分 2 3 秒東経 1 3 0 度 4 4 分 3 9 秒
- ②－1 6 の地点 北緯 3 3 度 5 7 分 2 1 秒東経 1 3 0 度 4 3 分 1 7 秒
- ③－1 の地点 北緯 3 4 度 0 0 分 1 6 秒東経 1 3 0 度 4 6 分 3 1 秒
- ③－2 の地点 北緯 3 3 度 5 8 分 4 2 秒東経 1 3 0 度 4 6 分 3 8 秒
- ③－3 の地点 北緯 3 3 度 5 8 分 1 0 秒東経 1 3 0 度 4 8 分 2 9 秒
- ③－4 の地点 北緯 3 3 度 5 8 分 0 9 秒東経 1 3 0 度 4 9 分 1 9 秒
- ③－5 の地点 北緯 3 3 度 5 8 分 4 9 秒東経 1 3 0 度 4 8 分 2 3 秒
- ③－6 の地点 北緯 3 3 度 5 9 分 3 4 秒東経 1 3 0 度 4 7 分 2 4 秒
- ④－1 の地点 北緯 3 3 度 5 7 分 2 5 秒東経 1 3 0 度 4 6 分 4 3 秒
- ④－2 の地点 北緯 3 3 度 5 7 分 1 9 秒東経 1 3 0 度 4 7 分 1 0 秒
- ④－3 の地点 北緯 3 3 度 5 7 分 1 9 秒東経 1 3 0 度 4 9 分 0 2 秒
- ④－4 の地点 北緯 3 3 度 5 7 分 2 6 秒東経 1 3 0 度 4 9 分 1 9 秒

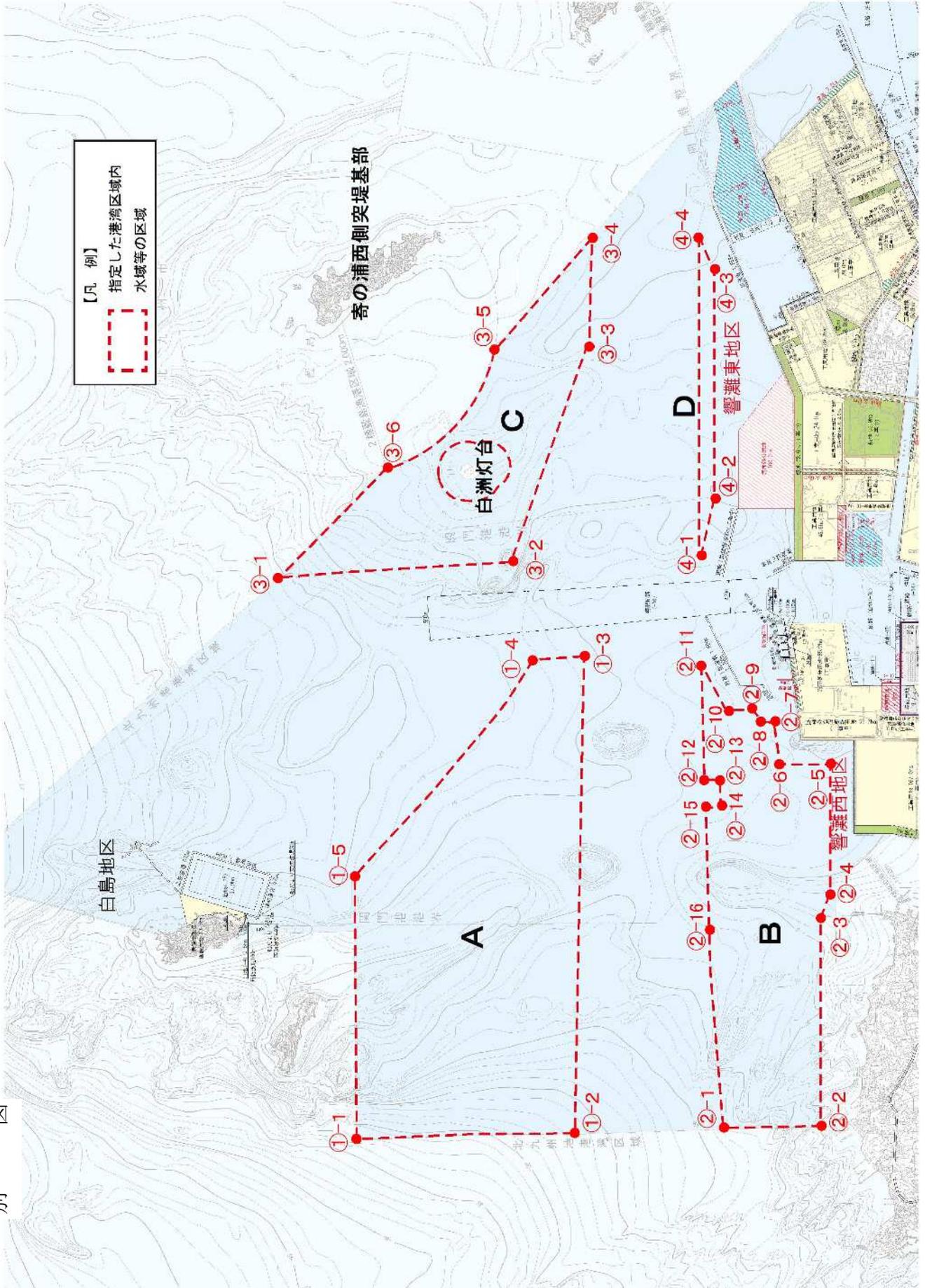
#### 4 占用の期間

令和 5 年 5 月 1 日から令和 2 9 年 3 月 2 日まで

#### 5 変更の内容

海底ケーブルの設計埋設深度及び交差部の施工方法の変更等

別 図



北九州市告示第71号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月17日

北九州市長 武内和久

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所  
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間  
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで  
土曜日 午後1時から午後5時まで  
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市都市整備局道路部道路維持課（電話 093-582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して3月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
門司区自転車放置禁止区域外	3台	令和7年2月20日	北九州市小倉北区青葉二丁目1番 青葉自転車保管所
JR小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	1台	令和7年2月4日	
	17台	令和7年2	

		月 2 1 日	
	7 台	令和 7 年 2 月 2 7 日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	令和 7 年 2 月 1 3 日	
小倉北区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 7 年 2 月 3 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	1 台	令和 7 年 2 月 4 日	
	1 台	令和 7 年 2 月 6 日	
	3 台	令和 7 年 2 月 1 2 日	
	2 台	令和 7 年 2 月 1 9 日	
	2 台	令和 7 年 2 月 2 1 日	
	3 台	令和 7 年 2 月 2 6 日	
	2 台	令和 7 年 2 月 2 7 日	
J R 下曾根駅周辺自転車放置禁止区域	3 台	令和 7 年 2 月 1 8 日	
J R 朽網駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 7 年 2 月 1 8 日	
モノレール徳力嵐山口停留所周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	令和 7 年 2 月 1 0 日	
小倉南区自転車放置禁止区域外	3 台	令和 7 年 2 月 3 日	
	2 台	令和 7 年 2 月 4 日	
	1 台	令和 7 年 2 月 1 2 日	

	1 台	令和 7 年 2 月 1 4 日	
	1 台	令和 7 年 2 月 1 7 日	
	3 台	令和 7 年 2 月 2 6 日	
	2 台	令和 7 年 2 月 2 7 日	
J R 若松駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	令和 7 年 2 月 1 9 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番
若松区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 7 年 2 月 1 2 日	三六自転車保管所
	1 台	令和 7 年 2 月 2 7 日	
八幡東区自転車放置禁止区域外	3 台	令和 7 年 2 月 2 1 日	北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6
J R 黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域	6 台	令和 7 年 2 月 2 6 日	藤田自転車保管所
J R 本城駅前周辺地区自転車放置禁止区域	6 台	令和 7 年 2 月 2 0 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番
J R 陣原駅前周辺地区自転車放置禁止区域	5 台	令和 7 年 2 月 1 8 日	長崎町自転車保管所
八幡西区自転車放置禁止区域外	3 台	令和 7 年 2 月 1 3 日	北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
	1 台	令和 7 年 2 月 1 7 日	
	2 台	令和 7 年 2 月 2 1 日	
	1 台	令和 7 年 2 月 2 6 日	
J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 7 年 2 月 1 4 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番
J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	7 台	令和 7 年 2 月 2 5 日	三六自転車保管所

戸畑区自転車放置禁止区 域外	4 台	令和 7 年 2 月 3 日	
-------------------	-----	-------------------	--

北九州市告示第72号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、北九州市の区域内に次の土地が新たに生じたことを令和7年3月12日に確認した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月17日

北九州市長 武内和久

新たに生じた土地の表示	地積（平方メートル）
北九州市若松区響町一丁目94の4、104の6、104の7及び105の3地先公有水面埋立地	6万3,225.36

北九州市告示第73号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、北九州市の町の区域を次のように変更する。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

令和7年3月17日

北九州市長 武内和久

次の区域を若松区響町一丁目に編入する。

新たに生じた土地
北九州市若松区響町一丁目94の4、104の6、104の7及び105の3地先公有水面埋立地6万3,225.36平方メートル

## 北九州市公告第175号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年3月17日

北九州市長 武内和久

### 1 調達内容

#### (1) 購入品目及び予定数量

白灯油（5月分） 14キロリットル

#### (2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

#### (3) 履行期間 令和7年5月1日から同月31日まで

#### (4) 納入場所

ア 北九州市門司区新門司三丁目79番地 新門司工場

イ 北九州市八幡西区夕原町2番1号 皇后崎工場

#### (5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期

いずれも入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

ア 28キロリットル 令和7年4月頃

イ 41キロリットル 令和7年5月頃

ウ 34キロリットル 令和7年6月頃

エ 35キロリットル 令和7年7月頃

オ 21キロリットル 令和7年8月頃

カ 38キロリットル 令和7年9月頃

キ 29キロリットル 令和7年10月頃

ク 19キロリットル 令和7年11月頃

ケ 25キロリットル 令和7年12月頃

コ 35キロリットル 令和8年1月頃

#### (6) 入札方法 1キロリットル当たりの価格により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

(7) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

## 2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2(2)に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

## 3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

## 4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和7年3月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

## 5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 この公告の日から令和7年4月17日まで（日曜日等を除く。）

)の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月18日の午前9時から午前10時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和7年3月28日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月31日の午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和7年3月31日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和7年4月8日から同月17日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

の毎日午前9時から午後7時まで及び同月18日午前9時から午前10時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和7年4月17日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和7年4月18日午前10時10分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of White Kerosene

Forecasted Quantity : 14KL

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

10:00a.m., April 18, 2025

For tenders submitted by mail :

5:00p.m., April 17, 2025

(3) For further information, please contact: Contracts Division,  
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu  
1-1 Jonai, Kokurakita-ku, Kitakyushu-city, 803-8501 Japan TEL093-582-2017

北九州市公告第176号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年3月17日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

(1) 購入品目及び予定数量

軽油（軽油引取税免税・5月分） 3万4,400リットル

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期間 令和7年5月1日から同月31日まで

(4) 納入場所 北九州市小倉北区浅野二丁目地先（小倉栈橋）こくら丸又は代船

(5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期

いずれも入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

ア 1,700リットル 令和7年4月頃

イ 2万4,000リットル 令和7年5月頃

ウ 3万3,700リットル 令和7年6月頃

エ 3万1,900リットル 令和7年7月頃

オ 3万2,600リットル 令和7年8月頃

カ 2万9,200リットル 令和7年9月頃

キ 2万8,600リットル 令和7年10月頃

ク 2万9,100リットル 令和7年11月頃

ケ 2万9,800リットル 令和7年12月頃

コ 3万500リットル 令和8年1月頃

(6) 入札方法 1リットル当たりの価格により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

(7) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システ

ムにより行う。

## 2 電子入札に関する事項

- (1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2（2）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。
- (2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。
- (3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

## 3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

## 4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和7年3月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

## 5 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
  - ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市技術監理局契約部契約課
  - イ 日時 この公告の日から令和7年4月17日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月18日の午前9時か

ら午前10時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和7年3月28日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月31日の午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和7年3月31日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和7年4月8日から同月17日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月18日午前9時から午前10

時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和7年4月17日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和7年4月18日午前10時10分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

( 1 ) Product and Quantity

Purchase of Gas oil

Forecasted Quantity : 34,400L

( 2 ) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

10:00a.m., April 18, 2025

For tenders submitted by mail :

5:00p.m., April 17, 2025

( 3 ) For further information, please contact: Contracts Division,  
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu  
1-1 Jonai, Kokurakita-ku, Kitakyushu-city, 803-8501 Japan TEL093-582-2017

北九州市選挙管理委員会告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和7年3月13日

北九州市選挙管理委員会  
委員長 新 上 健 一

- 1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

1万5,369人

- 2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員（市の選挙管理委員に限る。）又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

19万4,739人

- 3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び第86条第1項（選挙管理委員（区選挙管理委員に限る。）の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

門司区 2万6,024人

小倉北区 4万9,818人

小倉南区 5万7,024人

若松区 2万1,882人

八幡東区 1万7,617人

八幡西区 6万8,303人

戸畑区 1万5,478人

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置

協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の6分の1の数  
12万8,073人